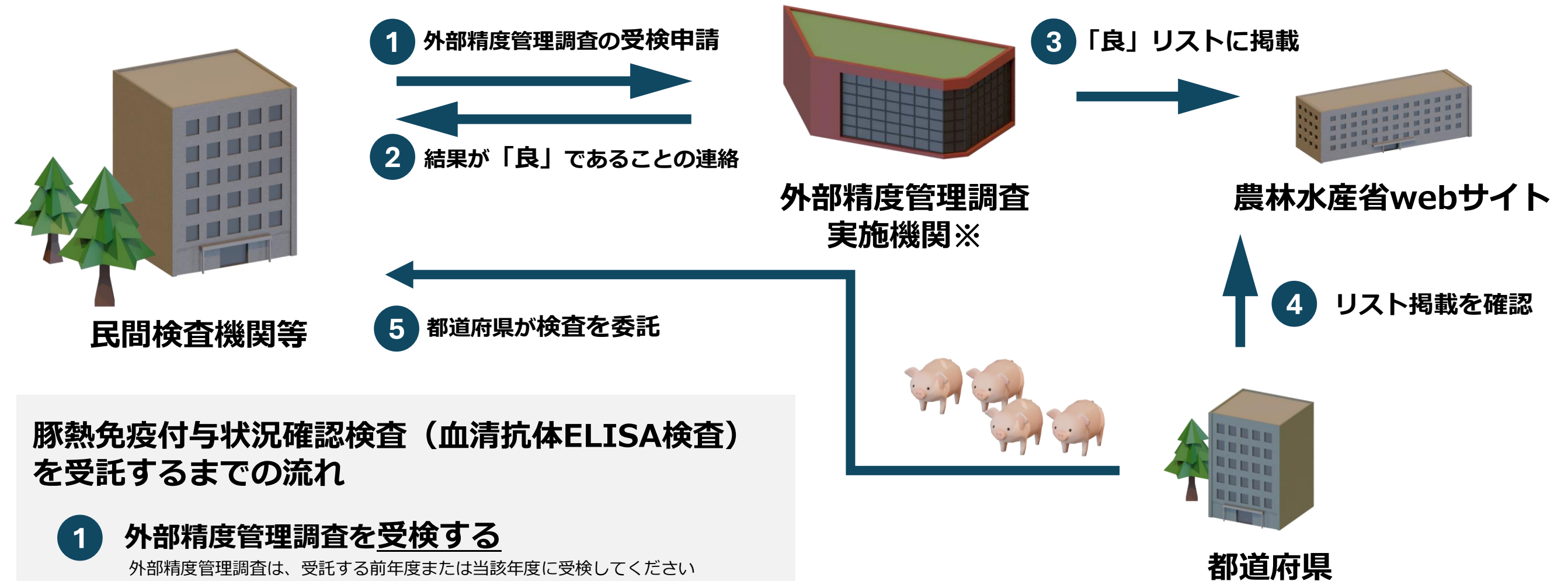


民間検査機関等による豚熱免疫付与状況確認検査の実施について

- 豚熱ワクチン接種後の免疫付与状況確認検査の一部工程（採材、検体送付及びELISA法による検査）を都道府県が民間機関等に委託する場合の費用の一部を国が負担できるようになりました
- この場合に、検査を受託する民間検査機関等は、農林水産省の認定する実施機関が行う豚熱抗体検査（ELISA法）の外部精度管理調査を年1回以上受け、精度管理が十分であることを確認する必要があります。



豚熱免疫付与状況確認検査（血清抗体ELISA検査）を受託するまでの流れ

- 1 外部精度管理調査を受検する**
外部精度管理調査は、受託する前年度または当該年度に受検してください
- 2 調査結果が「良」であることの連絡を受理**
- 3 農水省ウェブサイトの「良」リストに掲載**
掲載ページ https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/seidokannri.html
- 4 （都道府県が「良」リストを確認）**
- 5 都道府県からの委託を受けて検査実施**

※ 現時点で、家畜保健衛生所法施行規則第2条第7号に規定される外部精度管理調査の実施適合機関として認定され、豚熱の血清抗体検査（ELISA法）の外部精度管理調査を提供しているのは、一般財団法人生物科学安全研究所のみです。外部精度管理調査の受検を希望する場合は、同研究所にご相談ください。

<https://www.riasbt.jp/>